

たい肥と肥料取締法

農林水産省生産局畜産部畜産企画課畜産環境・経営安定対策室
畜産専門官 大竹 匡巳

1. はじめに

我が国の畜産環境施策については、平成16年度に完全施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（以下「家畜排せつ物法」という。）に基づく管理基準への対応に対する支援を中心として、これまで実施してきたところであるが、各種施策の実施及び地域における取組、現場指導等の結果、現状では、対象となる農家のほぼ全てが管理基準に対応しているという状況下にある。このようななか、今後は、適正に管理され、生産された家畜排せつ物たい肥の利用促進を図ることが課題となっており、現在では、平成19年度に策定した新たな「家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づき、家畜排せつ物の利用促進を中心とした施策を展開しているところである。

家畜排せつ物たい肥の利用の促進に当たっては、利用者となる耕種農家のニーズに即した良質なたい肥を生産することが重要であり、利用先のニーズ等を的確に把握するため、利用先との連携強化を図ることが重要である。このため、利用者のニーズに即したたい肥づくりと耕畜連携強化は、基本方針の柱としての位置付けとなっている。

2. 家畜排せつ物たい肥の利用の現状

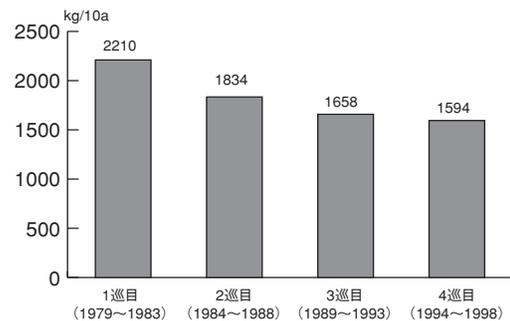
家畜排せつ物たい肥の利用の実態については、統計的なデータが存在しないことから、その数量等を的確に把握することは困難であるが、例えば、水田の場合であれば10a当たりのたい肥施用量は、近年伸び悩んでいる状況にあり、また、普通畑においても有機物投入量が減少傾向にあるとみられるなど、耕種部門において、家畜排せつ物たい肥の利用量は必ずしも拡大しているとは言い難い状況にあると考えられる（図1）。

しかしながら、近年、リン酸やカリ等の肥料原料が

高騰しているなかで、より効率的な施肥体系の確立などを通じて化学肥料の使用量を低減していくことが求められており、家畜排せつ物たい肥の利用を促進する重要性が高まっている。

このような情勢において、一部のたい肥センターでは、耕種農家からの引き合いが強まっている傾向がみられる等、現場における家畜排せつ物たい肥への関心は高まりつつある傾向も伺える。

また、耕種農家における家畜排せつ物たい肥の今後の利用に関する意向についてみると、利用したいと考えている農家は全体の約9割となっており、耕種農家におけるたい肥の有効性に対する期待や関心は潜在的に高いことが伺われ、耕種農家へのたい肥利用拡大の余地は十分考えられるものであると思われる。（図2）



資料：土壌環境基礎調査

図1 普通畑における有機物投入量の推移

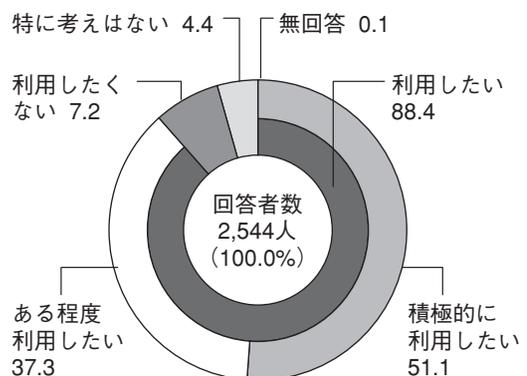


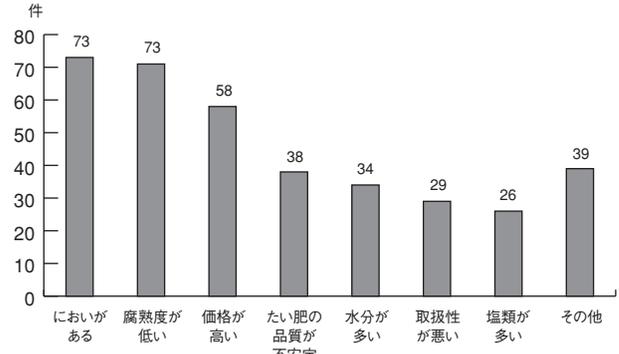
図2 家畜排せつ物たい肥の今後の利用に関する意向（17年1月農林水産省調査）

3. 家畜排せつ物の利用促進について

現状の家畜排せつ物たい肥について、耕種農家が利用しない、若しくはできない理由としては、「散布に労力がかかる」、「たい肥散布のための機械設備を所有していない」という散布体制の未整備といった面もあるほか、利用するたい肥の品質の面もあると思われる。実際にたい肥を利用している特別栽培農産物生産農家におけるアンケート結果によると、「においがある」、「腐熟度が低い」、「たい肥の品質が不安定」等、供給されるたい肥の品質について不満があるという意見が多いことから、今後、幅広く耕種農家にたい肥の利用を促進するに当たっては、たい肥の品質向上が重要な要素となると考えられる（図3）。たい肥の品質については、利用先における作物や土壌の特性によって、ニーズが異なるものと考えられるが、実際に利用者に求められるたい肥を供給するためには、利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに則したたい肥を生産・供給する体制整備が重要である。

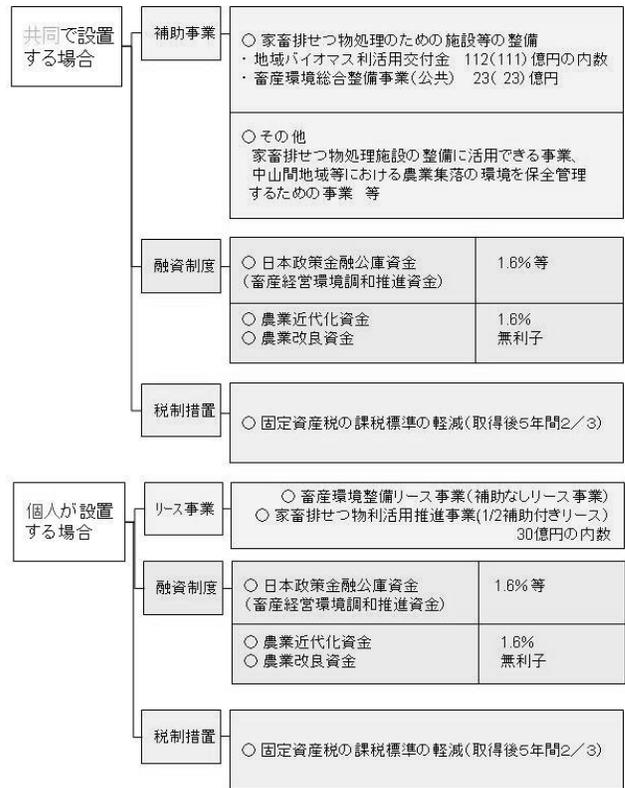
また、実際にたい肥の利用促進を図っていく上では、地域を主体としたたい肥利用に関する情報供給や推進指導等も重要な要因となってくる。例えば、耕種農家としては、たい肥を利用することにより、農産物の付加価値向上等を図り、収益性を高くしたいと考え、かつ、高品質なたい肥を低価格で入手したいとの意向があると思われるが、たい肥を供給する畜産農家としては、極力、経費と労力をかけずにたい肥を供給したいという意向があろうかと思われる。しかしながら、これらは、単純に接続し難い意向であるため、これら意向を調整し、地域としてたい肥利用の促進とたい肥を利用することによる地場農産物の品質向上、地域の土壌条件改善等の効果を上げていくような取組、推進・指導を行っていくことが重要である。もちろんそのために必要な施設機械の整備等についても併せて検討していくことが重要である。

現在、国等の施策としては、必要な施設整備に関する補助等の支援措置を実施しているところであり、これらをうまく活用し、体制整備を推進していく必要がある（図4）。



資料：(財)日本土壌協会「特別栽培農産物と有機農産物の家畜ふんたい肥利用の現状と意向調査報告書(19年3月)」

図3 家畜排せつ物たい肥の不満な点（複数回答）



注1: 金額は平成21年度(20年度)予算額。金利は平成21年10月22日現在のもの。
 注2: 税制措置は20年4月1日以降の取得施設に適用される率であり、上記以外に、汚水処理施設に対する固定資産税の特例措置もある。
 注3: 家畜排せつ物利活用推進事業は、家畜排せつ物の利用促進を図るために必要ない肥調整・保管施設等が対象。

図4 家畜排せつ物の利用促進に関する施設整備等に対する支援策

4. 肥料取締法と家畜排せつ物たい肥

家畜排せつ物たい肥の利用促進を図るには、利用者が求めるたい肥の成分等を明確に示し、利用者が安心して利用できるたい肥を生産・供給することが重要である。このためにも、肥料取締法に基づく特殊肥料の

生産者の届出やたい肥の品質表示等を適切に実施することが重要である。

肥料取締法において、家畜排せつ物たい肥は「特殊肥料」に分類され、他者に譲渡するために生産する場合等について、その事業場がある都道府県知事へ届け出ることが義務付けられている。

＜特殊肥料に関する届出＞

肥料取締法に基づく特殊肥料に関する届出は、次の場合、事業場がある都道府県知事あてに行うこととなっています。

- ①特殊肥料の生産開始、②特殊肥料の販売開始、③特殊肥料生産業者の届出内容変更、④特殊肥料の生産廃止

具体的な手続きの方法、提出書類等については、各都道府県庁のホームページ等で確認でき、書類の様式等もダウンロードできるようになっています。

＜特殊肥料に関する表示＞

家畜排せつ物たい肥を生産・販売する場合には、包装の外部等の見やすい箇所に品質表示を行う必要があります。

表示は、下記の様式により包装等に表示事項を印刷するか、表示事項を記載したものを貼付するようにします。なお、包装等をしない場合については、表示事項を記載したものを利用者に渡すようにします。

肥料取締法に基づく表示	←2cm以上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料の名称 ・ 肥料の種類 ・ 届出した都道府県 ・ 表示者の氏名又は名称及び住所 ・ 正味重量 ・ 生産した年月 ・ 原料 ・ 主な成分の含有量等 ・ 	←8.8cm以上
←7.2cm以上	

5. 家畜排せつ物たい肥を施用する意義

家畜排せつ物を適正にたい肥化させ、土壤に施用する意義としては、基本的には、①窒素、リン酸、カリといった肥料成分の供給や、②土壤の物理性の改善効果等が期待できるところにあると考えられる。

家畜排せつ物たい肥には、窒素、リン酸、カリ、カルシウム、マグネシウムなどの多量要素のほか、鉄、亜鉛、銅、マンガン、ホウ素などの微量元素も含まれ、作物に対する総合的な養分供給源となる。このような家畜排せつ物たい肥の肥料成分を供給する効果は、農家経営における化学肥料の使用量の低減や肥料代の削減に資するものであり、近年における肥料原料の価格高騰のなかでその重要性は高まっている。

しかしながら、実際のたい肥の施用に当たっては、散布するたい肥の成分を基に、土壤診断の結果を通じて施用する土壤の状態を十分に把握し、作付けする作物の特性等を考慮した上で、施用量等の検討を行う必要がある。さらには、たい肥に含まれる窒素やリン酸が遅効性となること等を踏まえた上で、適正な施肥設計の元で、化学肥料の低減を行うことが重要である。

土壤の物理性改善に関する効果としては、たい肥が有機物として土壤に残ることにより、土壤の軟化効果や保水性の向上効果等がある。たい肥を土壤に施用すると、たい肥に含まれている有機物のうち微生物によっても分解されにくい難分解性の有機物が土壤中に残留し、これが腐植となり、土壤の粒子と粒子を結びつき土壤が団粒化される。土壤の団粒化が進むことにより、土壤が軟化し、作物の根が伸びやすくなることや、団粒化された土壤粒子に隙間が生じることから保水性が高まる。

また、最近では、地球温暖化対策として、土壤における炭素の貯留機能が注目されている。これは、家畜排せつ物たい肥の施用により、土壤中にたい肥由来の難分解性の有機物が貯留され、大気へ放出される二酸化炭素の抑制に資するというものであり、地球温暖化対策として、その役割が期待されているところである。

6. まとめ

家畜排せつ物法における管理基準への対応について

特集1 「たい肥を巡る最近の動き」

は、一定の成果を得てきているところであるが、畜産経営としては、今後とも家畜排せつ物法に即して家畜排せつ物の適正な管理を継続していく義務がある。また、地域で安定的に経営を持続していくためにも、地域の実情に応じて、周辺環境に配慮しつつ、経営を展開していく責務がある。

家畜排せつ物たい肥については、その利用の促進を

図ることが、資源循環型畜産、環境保全型農業の推進という観点からも重要な位置付けとなっており、畜産経営からみれば、家畜排せつ物の適正な処理に通ずるものであり、家畜排せつ物法の遵守という観点からも重要である。また、地域で生産されたたい肥を地域で利用することによる地域農業の振興等へも繋がるものであり、地域全体での取組の推進が今後の鍵となる。

